実特法およびFATCAに関するご案内 <法人のお客様向け>

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(以下、「実特法」)の改正により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、2017年1月1日以後、一定の生命保険契約にご加入される際等に、お客様の税務上の居住地国等を記載した届出書を、生命保険会社へご提出いただくことがお客様に義務付けられております。生命保険会社は、お客様からご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁(所轄の税務署長)に報告することが義務付けられております。

また、「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)実施に関する日米関係官庁間の声明(国際的な税務コンプライアンスの向上およびFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力および理解に関する声明)」に基づき、生命保険会社は、お客様が所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛に一定のご契約情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

■ 届出書等の提出が必要となる場合について

○2017年1月1日以後、新たに以下の手続きを行う場合、届出書のご提出が必要となります。

届出書の提出が必要となる手続き	提出者
生命保険契約への加入	契約者
契約者の変更	変更後の契約者
満期保険金・年金・解約払戻金などのお受取り(受取人が契約者と異なる場合等)	受取人

- ○法人やその大口株主様等の居住地国(注)が米国である場合、別途、FATCAに関する書類をご提出いただく場合があります。
- (注)居住地国(納税地国)は、以下のように判断されますが、お客様ご自身の居住地国につきましては生命保険会社では 判断できかねますので、ご不明点がある場合には税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問合せください。
 - ・法人の場合:本店所在地等が日本にある場合は日本、外国にある場合は当該外国
 - ・実質的支配者(個人)の場合:日本に住所等を有するなど一定の基準により所得税を課される方は日本、外国の 法令において住所を有するなど一定の基準により所得税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国
 - ※上記のいずれも該当する場合は、該当する居住地国をすべてご申告ください。
 - ※居住地国がない場合は、ない旨をご申告ください。

■ 届出書等の提出時期·記載事項について

○届出書等の提出時期・記載事項は以下のとおりです。

	取引に関する届出書<法人のお客様向け>	(米国である場合)FATCAに関する書類 (情報提供同意書 兼 納税者番号・宣誓依頼書(W-9))		
提出者	2017年1月1日以後に生命保険会社と 所定の手続きを行う方	左記のうち、法人(及び、投資法人である場合、 その大口株主様等)の居住地国が米国である方		
提出 時期	所定の手続きを行う際			
記載事項	 ・法人名、本店所在地 ・居住地国名 一居住地国が外国である場合は当該国の納税者番号 一居住地国が米国である場合は法人の種類 ・金融機関である場合、GIIN番号 ・投資法人である場合、大口株主様等の情報・法人番号 ・(本店所在地と居住地国が異なる場合等)事情の詳細等 	・法人名、本店所在地(ローマ字) ・納税者分類、納税者番号、宣誓・情報提供への 同意 のための署名 等		

■ 届出や報告に応じていただけない場合について

- ○届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意していただけない場合、当社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出しない場合には、罰則が科せられることになります。(居住地国が外国である者に限ります。)
- ○また、居住地国が米国となる場合について、お客様に確認手続に応じていただけない、または米国内国歳入庁への報告に同意していただけない場合、当社は生命保険契約の締結等を行えません。契約締結後の各種手続において、確認手続に応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

■ 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」について

- ○経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準(CRS)」にしたがって、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。
- ○これを踏まえ、日本でも「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に 関する法律」を改正し、2017年1月1日以後、金融機関等が一定の保険契約者等につき、居住地 国等の情報を所轄税務署長に報告する本制度が導入されました。
- ○本制度に基づき、当該金融機関等は、2018年以後、毎年4月30日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることになります。
- ➤詳しくは国税庁のホームページにて、ご確認いただけます。 https://www.nta.go.jp/

■ 「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」について

○「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」は、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める米国の法律です。

■ 個人情報の取扱い

○「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」及び「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)実施に関する日米関係官庁間の声明」に伴い、生命保険会社が取得したお客様の個人情報は、両制度等の実施の目的のみに使用します。

■ お問合せ先

日本生命保険相互会社 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12	〈ニッセイトータルパートナー〉
ニッセイコールセンター 0120-201-021(通話料無料) 受付時間 月〜金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~17:00 (祝日、12/31~1/3を除く)	
ニッセイホームページ https://www.nissay.co.jp	

日本生命保険相互会社

帳202307-028 ライブラリNo.:2023070023

取引に関する届出書く法人のお客様向け>

日本生命保険相互会社 行 撮 ▮ 以下のとおり、お手続き 取引に関する届出書 < 法人のお客様向け> に応じて記入・押印の要 否が異なる欄がございま 当社では、以下の法令等に基づき、お客様の税務上の居住地国等を届出していただいております。お手数をお掛けしますが、ご理解・ご ▋す。ご留意ください。 協力をお願い申しあげます。(詳細は別紙のご案内や当社HPを参照してください。) ・租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下、「実特法」) ・米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)実施に関する日米関係庁間の声明 ○「法人登記印届出書」 ※FATCA確認対象手続では「情報提供同意書 兼 納税者番号・宣誓依頼書」(以下、「W-9」)もご記入いただく場合があります。 を提出された新契約 本様式記載の情報を確認したこと、および保険契約者が知る限りにおいて、記載された情報が真実、正確、完全であることを宣誓します。 申込手続の場合 本様式の記入事項が変更になった場合、30日以内に記入事項を更新した新しい様式を提出することに同意のうえ、以下届出をします。 また、「実特法およびFATCAに関するご案内」に記載の「個人情報の取扱い」について確認・同意します。 ①欄に代表者または取 提案書番号· 引担当者が名前を自 記入日 令和4 年 4月 1日 1234567891 証券記号番号·契約番号 署してください。 ご印鑑(法務局) (②欄に法務局届出 (フリガナ) • ×カプシキカ イシャ ダイヒョウトリシマリヤク ニッセイ タロウ 法人名 印の押印は不要で 2 および •×株式会社 す。) 代表者の 代表取締役 日生 太郎 役職·名前 ○上記以外の場合 「建大登記印画出書」を提出された新型約里込の場合のな、お手線ををいただいた方ご自身の名前を自著してください。 盯 ②欄に法務局届出印を 1 法人名・役職名は不要です。 (白署) 押印してください。 (①欄に代表者または 国内の場合は漢字・かなで、外国の場合はローマ字でご記入ください。 本店 法人登記印届出書」を提出され 取引担当者の自署は 険 所在地 〒541-●●●● 大阪府大阪市中央区今橋● た新契約申込手穂の場合は 不要です。) 押印不要 日本 口 米国 <u>口 その他 (国名</u> 契 居住地国が日本以外の場合、ご記入ください 居住地国が米国の場合、選択してください。 外国 税務上の 納税者 3 法人の □ 非上場法人 ➡「w-s)もごに入いただの場があります 居住地區 絘 種類 番号 上場法人 (質問)該当する項目を以下①~④の中から選び、レ点チェック。 居住地国が 10 口 ① 以下②③④のいずれにも該当しない 日本以外の場合 □ ② 上場法人およびその関連法人、(実特法上の)外国報告金融機関等 (GIIN番号を現在中 "申請中"とご記入ください。 ③欄に外国納税者番号 □ ③ 金融機関 → GIIN番号 をご記入ください。 棩 ▼ ④ 投資会社 ※投資会社とは、以下のいずれかに該当する非上場法人(実特法上の特定法人)を指します。 なお、外国納税者番 過年度における総所得のうち、投資所得が50%以上 号が無い場合は「―」 ・保有資産のうち、投資所得を生み出すために所有している資産が50%以上 を、法令により納税者 満期年金支払等の場合は受取人記入欄 (の投資会社に該当する場合)貴社の「大口株主様」(25%超の議決権を保有する方)等の情報および法人番号をご記入ください。 番号の提供が禁止さ 名前·生年月日 税務上の居住地国 れている場合は「法令 国内の場合は漢字・かなで、外国の場合はローマ字 により提供不可」とご □日本 □米国 • 「w-ショもごじ入いただの場合があります。 でご記入ください。 日生 花子 ☑その他(国名: 記入ください。 Serbia Maiora Branka Vukosavlievica 外国 属住地国が日本以外の場合、ご記入ください。 4XX, 113XX Novi Beograd, 新税者 番号 1234567891011 Serbia 西區 1976 🛊 -11_B 国内の場合は漢字・かなで、外国の場合はローマ字 口日本 口米国 ■「W-9」もご記入いただく場合があります。 大口株主 でご記入ください。 口その他(国名: 様等の 外国 男住地周が日本以外の場合、ご記入ください。 情報 耕税者 番号 国内の場合は漢字・かなで、外国の場合はローマ字 □米国 → 「w-9」もご化入いただの場合があります 口日本 口その他(国名: 外国 属住地国が日本以外の場合、ご記入ください。 納税者 日本で終立された法人で、「太日株主様」等の居住地国が日本以外の場合、ご記入ください。 こ記入にあたって、以下①②の両方を提示してください。 法人番号 ①族人書号通知書 または 国税庁+Pから族人書号を印刷したもの ②金記事項証明書等 (「契約者の本店死在地と居住地国が果なる場合」または「大口株主機等の住所と居住地国が異なる場合」は、その理由をご記入ください。) 参考となるべき 事項 拠点 支社 北井 受付番号 番 ○ 日本生命保険相互会社 帳202303-092 受領日 年 月 B ※面前手続でない場合化ス

※ご提出書類の用語に関する注釈

- ○GIIN番号とは・・・所定の日本国内金融機関に付与される
 - グローバル仲介者認識番号(Global Intermediary Identification Number:GIIN)のこと。
- ○その他詳細については当社ホームページをご参照ください。

日本生命保険相互会社

帳202307-028 ライブラリハ₀:2023070023

情報提供同意書 兼 納税者番号·宣誓依頼書(W-9)

情報提供同意書 兼 納税者番号 宣誓依頼書

「FATCAIこ関するご案内」に記載の「個人情報の取扱い」についてご確認・同意のうえ、以下を記載してください。



① 基本情報

名称(米国納税申告書と同じ名称をローマ字で記載してください) X Company 連邦税の納税者分類に関し、該当する欄にチェックしてください 免除対象者(法人の場合) ロ個人/個人事業主 🗹 法人 ロS法人 ロバートナーシップ ロ信託/財団 免除受取人コード▶ □LLC 税務上の分類を記載してください(C=法人、S=S法人、P=パートナーシップ)ト FATCA報告免除コード▶ 口 その他(具体的に記載してください: ※コードは以下に記載 住所(丁目、番地、アパート・マンション名、部屋番号等を<u>ローマ字</u>で記載してください) 123 Bank Road 市町村名、県名をローマ字で記載してください 94043 **=** (国名

②納税者番号(TIN)

Mountain View, CA

個人のお客様は、社会保障番号(SSN)を記載してください。ただし、米国市民ではない米国居住 社会保障番号を取得していない場合は、SSN欄 CITIN(個人納税者識別番号)を記載 してください。なお、番号をお持ちでない場合には取得する必要があります。番号を取得中の場合 は、当該枠内の右下余白に「Applied For」と記載してください。(米国内国歳入庁(IRS)への報告は「不同意」として報告いたします。番号取得後に当社にご連絡いただぎましたら、当社よりIRS」に改めて当該番号を報告いたします。)事業体の場合は、雇用者番号(EIN)を記載してください。

社会保障番号(SSN)					
		æL			
雇用者番号(EIN)					
Ē	1 2	-3	45	6 7	89

USA

③ 宣誓

虚偽の報告をした場合には、米国の偽証罪の対象となることを理解したうえで、私は以下のすべての内容について宣誓します。 1この用紙に記載された納税者番号は、私の正しい納税者番号です(または、納税者番号の発行を待っています)。

- 2私は、以下のいずれかの理由によりバックアップ源泉徴収の対象(注1)となりません。 (a) バックアップ源泉徴収を免除されている。

 - (b) 利子や配当金の申告漏れによって、バックアップ源泉徴収の対象であるとIRSから通知を受けていない。
 - (c) IRSからバックアップ源泉徴収の対象から外されたと通知を受けた。
- 3 私は、米国市民、または米国(法)人に該当する者です(詳細はIRSのホームページを参照してください)。
- 4 (FATCA報告を免除されている場合)私がFATCA報告を免除されていることを示す本用紙に記載されたFATCA報告 免除コードは正しいコードです。

署名権限責任者名 (法人の場合)	Hanako Nippon	同役職名 (法人の場合)	operating off cer	
署名	Hanako Nippon	日付	西暦 2022 年 4 月 1 日	

④ 米国内国歳入庁への情報提供に係る同意

私は、日本生命保険相互会社が、米国法であるFATCA(外国口座税務コンプライアンス法)の規定に則り、私に関する情報(名前、 住所、米国納税 者番号、契約番号、契約価値、支払金額)を、米国内国歳入庁に提供することについて同意します。

署名権限責任者名 (法人の場合)	Hanako Nippon	同役職名 (法人の場合)	operating officer	
署名	Hanako Nippon	日付	西暦 2022 年 4 月 1 日	

免除受取人コード:

- 1 501条(a)に基づき免税となる機関等 2 米国またはその機関あるいは組織
- 3 州、コルア特区、米国属領、またはその行政部門・組織 4 外国政府、またはその行政部門、機関あるいは組織
- 5 法人
- 6-米国、コルア特区、 米国属領において登録された証券等ディーラー 7 - 商品取引先物取引委員会に登録された先物取次業者
- 8 不動產投資信託 9 - 投資会社法に基づき課税年度を通じて登録されている事業体
- 10 584条(a)に基づき銀行が運営する合同信託基金
- 11-金融機関
- 12 名義人またはカストディアンとして認知されている仲介人
- 13 664条または4947条にて免税となる信託
 - ※別段記載のない場合、条番号は、内国歳入法に対するもの

FATCA報告免除コード:

- A 501条(a)に基づき免税となる機関等 B 米国またはその機関あるいは組織
- 州、加ルア特区、米国属領、またはその行政部門・組織
- 財務省規則 § 1471-1(c)(1)(i)に規定される法人の拡大関連者
- 米国法、米国州法に基づき登録された証券等ディーデ
- G 不動產投資信託
- 851条に定義される適格投資会社、または投資会社法に基づき 課税年度を通じて登録されている事業体 584条(a)に基づき銀行が運営する合同信託基金
- 581条に定義される銀行
- K プローカー
- 664条または4947条にて免税となる信託
- M 403条(b)プランまたは457条(g)プランに基づく信託

(注1)通常であれば、源泉徴収の必要がない支払いていいて、納税者番号を支払人に提供しない場合等、一定の場合に、源泉徴収が必要となります。



支社	拠点	受付番号	月	#	♣ HITSAT	日本生命保険相互会社
-		契約番号			er monetet Re	帳202306-048 ライブラソルa:2023070007